

美濃加茂市観光協会会則

(名称)

第1条 本協会は、美濃加茂市観光協会と称する。

(目的)

第2条 本協会は、美濃加茂市観光事業の振興を図り地方文化の向上と経済力の伸展とに質し、併せて国際親善に寄与する事を目的とする。

(事務所)

第3条 本協会は、事務所を美濃加茂市役所内に置く。

(区域)

第4条 本協会の対象区域は、美濃加茂市の区域とする。

(事業)

第5条 本協会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光地の宣伝、紹介及び観光客の誘致
- (2) 観光施設の整備改善
- (3) 観光思想の普及徹底
- (4) 観光土産品の改善及び宣伝紹介
- (5) 観光事業に関する情報の収集及び提供
- (6) 観光刊行物の発行
- (7) 観光関係団体との連絡
- (8) その他本協会の目的達成に必要な事業

(会員)

第6条 本協会の会員たる資格は次に掲げるものとする。

- (1) 一般会員 市内の観光事業に関係のある個人及び目的に賛同する個人
- (2) 法人会員 市内の観光事業に関係のある法人及び目的に賛同する法人
- (3) その他本協会の目的に賛同する団体

(資格)

第7条 会員有資格者は、本協会の承諾を得て加入することができる。

(脱会)

第8条 会員は、あらかじめ通知した上で事業年度の終わりにおいて脱会することができる。

(会費)

第9条 本協会の会員は、入会の際及び毎年4月に1口(5,000円)以上の会費を納入するものとする。

2 本協会が、減免すべき相当の理由があると認めるときは、会費の減免措置を講ずることができる。

(役員)

第10条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 理事の内1名を常務理事とし理事会において互選する。

(選出方法)

第11条 本協会の役職員の選任及び任命は次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は総会で選任する
- (2) 理事及び監事は総会で選任する
- (3) 副会長のうち1名を筆頭副会長として、会長が指名する

(権限)

第12条 会長は本協会を代表し会を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、本協会の運営に関する重要事項を審議する。

4 常務理事は本協会の業務を執行し、会長・副会長共に事故あるときはその職務を代行する。

5 監事は、本協会の会計を監査する。

(顧問及び参与)

第13条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の推薦によって会長はこれを委嘱する。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは補充することができる。

3 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(身分)

第15条 役員は名誉職とし報酬を支給しない。

(職員)

第16条 本協会に次の職員を置くことができる。

- (1) 会計 若干名
- (2) 書記 若干名

2 職員任免は会長が行い、職員は会長の命を受け会務に従事する。

(会議)

第17条 会議は総会、理事会とする。

2 総会は定例会及び臨時会とし、会議の議長は会長が務める。定例会は毎年4月会長が招集する。

3 臨時会は会長が必要と認めるとき及び会員の3分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したときに会長が招集する。

4 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

5 総会の議事は出席会員の過半数でこれを決し可否同数のときは会長がこれを決する。

(総会)

第18条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画の設定
- (3) 収支予算及び会費の賦課徴収方法の決定
- (4) 役員を選出
- (5) 財産処分等に関する事項
- (6) その他運営上必要事項

(理事会)

第19条 理事会は会長が招集し、会議の議長は会長が務める。

2 理事会は会長、副会長、理事をもって組織し次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会より委任された事項
- (3) 総会を開く暇のない場合の緊急事項の処理、ただし此の場合においては次の総会に報告し、その承諾を受けるものとする
- (4) 顧問及び参与の推薦
- (5) その他本協会運営上重要事項

(会計)

第20条 本協会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第21条 本協会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(財産権の放棄)

第22条 本協会を脱退するときは、理由の如何を問わず財産権を放棄するものとする。

(解散)

第23条 本協会は総会の決議によって解散する。解散の場合の財産処分は、総会の決議によってこれを行う。

附 則

本協会は昭和30年2月5日より実施する。

本規約は昭和30年2月5日より実施する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。